

令和6年度 労働基準行政の重点施策

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

- (1) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業主に対し、業務改善助成金の活用促進による賃金引上げを支援
- (2) 「年収の壁」を意識せず働くことができる職場づくり
新たに設けた「社会保険適用時短処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等
- (3) 最低賃金制度の適切な運営
改定最低賃金の周知、最低賃金の履行確保に向けた監督指導の実施

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

- (1) 長時間労働の抑制
ア 時間外労働上限規制の令和6年度適用開始業務等への労働時間短に向けた支援
イ 長時間労働の抑制に向けた監督指導体制の強化等
ウ 長時間労働につながる取引環境の見直し（しわ寄せ防止）
エ 中小企業・小規模事業者等に対する支援
オ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進
- (2) 労働条件の確保・改善対策
ア 法定労働条件の確保、違反を繰り返す事業場の司法処分
「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底、違法な時間外労働・賃金不払残業の解消
イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
(技能実習生を含む外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者等の労働条件確保)
ウ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進
エ 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

- (3) 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発
イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
ウ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
エ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
オ 業種別の労働災害防止対策の推進（死亡災害の防止）
製造業：機械災害の防止（リスクアセスメントの実施）
建設業：墜落・転落災害の防止（足場、建設機械）
陸上貨物運送業：荷役作業に係る災害防止（テールゲートリフター）
林業：伐木作業に係る災害防止
- カ 労働者の健康確保対策の推進
①メンタルヘルス対策等（医師による面接指導、ストレスチェック制度）
②産業保健活動の推進
- キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底
①令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令の周知
②SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の適切な実施、呼吸用保護具の適正使用に係るフィットテストの円滑な導入に向け補助金制度の活用等周知
③令和5年10月から義務付けられた建築物石綿含有建材調査者講習修了者による事前調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果の報告、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、リフォーム等も含む発注者への制度の周知
- ク 総合的なハラスメント対策の推進
ハラスメント防止措置の徹底、心理的負荷による精神障害に係る労災支給決定事案のうち、パワーハラスメントに関連する事案について再発防止の指導、12月「職場のハラスメント撲滅月間」の周知

第14次労働災害防止計画（2023～2027）

- ・初年度となる令和5年、盛岡監督署管内の死傷者数(休業4日以上)は、498人（うち死亡3人）となりました。令和4年比で-4.4%の減少、過去最少だった平成21年の400人以下を目指し、一層の取組をお願いいたします。
- ・令和6年度の目標は、「死亡者数0」「休業災害の減少」「転倒災害の減少」です。

以下の取組を積極的に進めましょう！

- POINT 1 設備の改善 … リスクアセスメントの継続的な実施
- POINT 2 高齢者対策 … エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の推進
- POINT 3 転倒に強い体づくり … 転倒予防体操の継続的な実施による筋力・身体能力の維持
- POINT 4 安全教育 … 転倒リスク等に関する意見交換、危険マップ作成、見える化、安全決意宣言
- POINT 5 靴の点検 … 場所や環境に適した滑り止め効果を有する履物の使用、靴底の定期点検

「安全衛生教育」「ハラスメント防止教育」を実施しましょう！

4月は、新入社員の配属や部署間異動で新たな業務に就いたりします。労働安全衛生法第59条では、新たに業務に就く場合、安全衛生教育の実施を事業者が義務付けております。危険のポイント、安全な作業手順を理解させ、保護具類の適切な使用方法、さらに、化学物質等に係る危険有害性の知識付与等も必要です。職長等への教育も必要です。

また、新たに「上司」になり部下をもつ方々には、ハラスメント防止のための教育も実施しましょう。部下をもつようになり、「特別な権限を得た。俺の命令に従え。」と「パワハラ上司」になってしまわないよう、そして、ハラスメントや人間関係によるメンタル不調を予防するためにも、職場のメンタルヘルス対策についても正しい知識や対応について学ぶ機会を確保しましょう。職場の「安全配慮義務」を確実に履行したいですね。

「ZERO 災の日」を設定し、安全衛生活動を積極的に！

盛岡監督管内の労働災害は、平成 21 年の 400 人が最も少なく、その後は増加基調が続いています。各企業では年間安全管理計画を定め、安全管理者・衛生管理者、或いは安全衛生推進者等が活動を展開しているところですが、安全衛生活動をより積極的に展開し、14 次防の目標を達成するため、「ZERO 災の日」を推奨します。

「ZERO 災の日」



- ① 「ZERO 災の日」を設定し、各種の活動を展開する。
- ② 「0」の付く日、毎月 10 日、20 日、30 日に安全衛生パトロールなどを実施。
労働災害が目立つのは「休み明け」「休みの前」ですから「毎週月曜」「毎週金曜」など、特定の日を設定することもよいでしょう。職場内にも広く周知し、安全衛生意識を高めたいですね。
- ③ 現在作成している「安全衛生管理計画」に、「ZERO 災の日」を盛り込み、実施日を明確にする。
日々の業務に追われ、ついつい実施が先送りになったり、未実施になったりしないよう、実施日を明確に定め確実に実施しましょう。
- ④ 安全管理者は、作業場の巡視が法定義務です（安衛則 6 条）。ZERO 災の日は特に作業手順の遵守状況やリスクアセスメント検出された重点課題を念入りに点検するなど、ポイントを絞った活動も有効です。
- ⑤ 衛生管理者は、少なくとも週 1 回の職場巡視が法定義務です（安衛則 11 条）。ZERO 災の日を定め、健康に有害な職場環境となっていないか、法定基準は満たしているかなど丁寧な活動が求められます。
- ⑥ 規模 10 人以上 50 人未満の企業では、安全衛生推進者等の選任が法定義務です（安衛則 12 条の 2）。また、事業場によっては「化学物質管理者（安衛則 12 条の 5）」や「保護具着用管理者（安衛則 12 条の 6）」の選任が法定義務です。それぞれの活動をしっかり行うためにも「ZERO 災の日」を設定し、活発な安全衛生活動を展開しましょう！

これらの取組の結果、年間無災害、建設全工期無災害などの成果につながることを期待しています。また、岩手県安全衛生大会の表彰、局長表彰、大臣表彰がありますので、大きな成果につながることを期待しています。

「SAFE コンソーシアム」「安全衛生優良企業公表制度」にエントリーすることで企業 PR にもなります。人手不足解消、人材確保、職場環境の改善などのためにも、安全衛生活動を積極的に展開しませんか！



全員参加型で無事故無災害を目指そう！

SAFE コンソーシアム → <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>
安全衛生優良企業公表制度 → https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（準備期間 4/1～）

今年も STOP 熱中症クールワークキャンペーンが始まります。

令和 5 年は 3 月から夏日があたり、桜の開花も早まったり、何やらおかしな気候になっているようです。気象庁では今年も「暑い」予想です。

早めの対応で「暑熱順化」をしっかり進め、暑さ対策を取りましょう！

岩手労働局ホームページの「各労働基準監督署からのお知らせ」に盛岡労働基準監督署のコーナーを設けています。

研修資料を掲載していますので、是非ご覧ください。

盛岡監督署からのお知らせはこちら →



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約 20 人が亡くなり、約 600 人が 4 日以上仕事を休んでいます。

準備期間：4月～9月
重点取組：7月

準備期間（4月）にすべきこと
きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

クールワークキャンペーン

実施要綱はこちら →



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> ブレクーリング	作業開始前や休憩時間に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感音、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病棟に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じた対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に追加せ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

食事と睡眠で体づくりも大切です！



自動車運転者の労働時間等の労働条件確保改善対策を推進します (新改善基準告示を遵守しましょう)

自動車運転者の労働時間等の労働条件確保改善対策については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)等に基づき推進しておりますが、**令和6年4月1日から**、「自動車の運転の業務に係る時間外労働の上限規制」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第367号)による改正後の改善基準告示(以下「**新告示**」という。)が適用されます(注)。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

(注)新告示は、運送を業とするか否かを問わず(運送業に限らず)、自動車運転者を労働者として使用する全事業に適用されるものであり、例えば工場等の製造業における配達部門の自動車運転者等、自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)の自動車運転者にも適用されます。

労働基準監督機関としては、あらゆる機会を活用して新告示の内容等を積極的に周知し、労使の自主的な取組を促進するとともに、労働基準関係法令の履行を図ることはもとより、新告示の遵守の徹底を図るため、的確な監督指導を実施することとしています。なお、交通事故により死亡又は重傷事故を発生させた自動車運転者について労働基準関係法令違反が認められ、事案の性質が重大かつ悪質なものと社会的問題として無視し得ないもの等については、司法処分が付すなど厳正に対処することとしています。

また、自動車運転者については、他の業種の労働者に比べて長時間労働の実態がみられることから、自動車運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。特に、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行等個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあることから、関係行政機関と連携を図りつつ、取引慣行の見直しに向けて発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者(以下「**発着荷主等**」という。)に対する要請等の取組を実施することとしています。

●健康確保措置が不十分な状況が見受けられますので、医師の面接指導など適切な健康確保措置の徹底をお願いします。→→

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120924.html



労働安全衛生法に基づく免許試験のオンライン受験申請について

公益財団 安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験のうち、一部の種類等について、令和6年4月2日から、オンライン受験申請及び手数料のオンライン納付が可能となります。

※ 令和6年6月以降の学科試験、7月以降の実技試験が対象となります。

詳しくは、公益財団 安全衛生技術試験協会 のHPをご覧ください。→→ <https://www.exam.or.jp/>



ちょっと小耳情報 「フレイル」の話

「フレイル」って聞いたことがありますか？

「フレイル」とは、老衰や虚弱を意味する「Frailty」が語源で、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指すものとされています。

高齢化がどんどん加速している現在(若手県は、全国でもTOPクラス)、年齢を重ねると、回復力が低下し、例えば、転んで骨折したなどがきっかけとなって健康に過ごせていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していきそうです。

フレイルは「身体的フレイル」「精神・心理的フレイル」「社会的フレイル」の3つに区分され、これら3つのフレイルが連鎖していくことで、老い(自立度の低下)は急速に進むとされていますが、一方「可逆性」であり、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができるそうです。やはり「予防に勝る治療なし」ですね。

厚生労働省HPをご参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202111_00001.html

フレイル予防のポイントは3つ ①栄養(食事の改善、バランスの取れた食事を3食)、②身体活動(ストレッチ、ウォーキングなど今より10分多く動くことを意識)、③社会参加(友人・仲間・地域との時間を持つ)、何かできそうなことはありますか？

人生100年時代、元気に過ごしたいですね。

パンフレットをご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000620854.pdf>



電子申請に関する Q&A

厚生労働省 HP



労働基準監督署には多くの届け出があります。その中で電子申請による届出も随分多くなりました。
電子申請に関するご相談も多く頂戴しており、相談事例と対応方法をご紹介しますのでご参照ください。

【よくあるお問い合わせ】

- Q1 e-Gov の操作方法がわからない → A1 「e-Gov 利用者サポートデスク」 050-3786-2225
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>
- Q2 36 協定の記載内容がわからない → A2 所轄の労働基準監督署か最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ
<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/kantoku.html>
- Q3 作成ツールの利用にあたりトラブル発生 → A3 厚生労働省労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311 (内線 324, 337)
パンフレット → <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000919894.pdf>

【届出において、誤りが多い点】

- ① 協定の「有効期間」の間違い → 誤「2024.4.1 から 2024.3.31 まで」 → 正「2024.4.1 から 2025.3.31 まで」
- ② 協定の「成立年月日」が届出日よりも未来の日付になっている → 「協定成立日」と「届出日」をチェック
- ③ 一年単位の変形労働時間に関する協定届において、対象期間中の各日の労働時間が特定されていない。
【誤の例】労働時間のパターンが複数あるのに、カレンダーの休日に○印を付けただけ。各日の労働時間を特定していない。
- ④ 36 協定のチェックボックスに☑が無い (チェックボックスに☑がない場合、形式上の要件に適合している協定届にはなりません。)
【誤の例】「協定成立年月日」の上欄の☑が無い。「協定当事者」の下欄の☑が無い。
- ⑤ 特別条項がある 36 協定で「健康確保措置」の欄に記載が無い → 健康確保措置の定めが無いものは届出の要件を満たしません。
- ⑤ 令和 6 年 4 月 1 日以降の日について協定する 36 協定だが、新様式となっていない → 新様式で届出が必要です。



https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku/36kyoutei_00007.html

各種協定に関する制度や記載内容については、労働基準監督署にお問い合わせください。

守ろう最低賃金！ パート・アルバイトも適用

詳しくは若手労働局HP「賃金」をご覧ください。

岩手県最低賃金 **893円**
令和5年10月4日発効 時間額

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。仮に最低賃金より低い賃金を労働者と使用者の合意の上で定めたとし、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければならない。
- 最低賃金の計算には、精進手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- 断続的労働に従事する労働者等については、若手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

● 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。
※適用する産業については、裏面を参照してください。
なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、若手県最低賃金が適用されます。

鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業 時間額 949円 令和5年12月30日発効	自動車小売業 時間額 945円 令和5年12月30日発効
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 時間額 925円 令和5年12月30日発効	各種商品小売業 時間額 767円 平成29年12月11日発効
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 917円 令和5年12月30日発効	百貨店、総合スーパー 時間額 800円 平成30年12月28日発効

注：「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に、「百貨店、総合スーパー」は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。
当該特定（産業別）最低賃金は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金 **893円** が適用されます。

賃金引上げに向けた取り組みをお願いします。

賃金引上げ特設ページ、最低賃金特設サイトを開設！

事業主の皆様へ
賃金引き上げ特設ページを開設！
詳しくはこちら



賃金引き上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。是非ご利用ください。

<https://www.saiteichingin.info/chigin/>

知っていますか？ 正社員もアルバイトも！
働くすべての人と雇う人のための最低賃金
最低賃金のこと詳しくはこちら



最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/>